二　イ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額
イ　法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段の使用により代価の弁済に充てられた金額
ロ　法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量を金銭に換算した額

2　金融庁長官は、法第十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第十号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（変更の届出）

第二十条　第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号又は名称を変更した場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び別紙様式第四号により作成した法第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　資本金又は出資の額を変更した場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第七号に掲げる場合を除く。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

四　役員に変更があった場合　新たに役員になった者に係る第十六条第一項第二号から第四号までに掲げる書類及び当該変更に係る同項第五号に掲げる書類並びに別紙様式第四号により作成した法第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五　法第八条第一項第五号から第八号までに掲げる事項に変更があった場合　当該変更があった事項に係る第十六条第八号から第十二号までに掲げる書類

六　主要株主に変更があった場合　別紙様式第八号により作成した株主又は社員の名簿

七　法第九条第一項の登録を財務局長等から受けている第三者型発行者が主たる営業所又は事務所の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合　第三号に定める書類及び当該変更前に交付を受けた第十七条の登録済通知書

八　令第五条第一項第二号ニに規定する預貯金を預け入れる銀行等に変更があった場合　当該変更後の預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地並びに預貯金口座があることを確認できる書類

九　認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合　認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面

2　財務局長等は、前項第七号に掲げる場合における同項の規定による届出があったときは、同号の他の財務局長等に当該届出があった旨を通知しなければならない。

3　前項の通知を受けた財務局長等は、通知を受けた事項を第三者型発行者登録簿に登録するとともに、当該届出をした者に対し第十七条の登録済通知書により通知するものとする。

第四章　表示、発行保証金の供託その他の義務

（表示事項）

第二十一条　法第十三条第一項各号に掲げる事項は、前払式支払手段を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示しなければならない。ただし、専ら贈答用のために購入される前払式支払手段のうちその購入の目的に合わせて支払可能金額等を明示しないこととしているものに係る同項第二号に掲げる支払可能金額等の表示については、符号、図画その他の方法による表示をもって足りる。

2　法第十三条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　前払式支払手段を使用することができる施設又は場所の範囲

二　前払式支払手段の利用上の必要な注意

三　電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあっては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあっては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあっては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）又は当該未使用残高を知ることができる方法

四　前払式支払手段の利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面（以下この条において「約款等」という。）が存する場合には、当該約款等の存する旨

3　前払式支払手段の面積が狭いために法第十三条第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なもののみを表示することで足りる。

一　約款等に法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての表示があること。

二　前払式支払手段が一般に購入される際に当該約款等がその購入者に交付されること。

4　加算型前払式支払手段について金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、既に当該加算型前払式支払手段に法第十三条第一項の規定による表示をしているときは、当該表示をもって、同項の規定による表示をしたものとみなす。

（書面その他の物を利用者に交付しない場合の情報提供の方法）

第二十二条　法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法をいう。

一　前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と利用者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法

二　前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

三　利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合に、前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイル（専ら利用者の用に供するものに限る。次項第二号において「利用者ファイル」という。）に記録された当該情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

2　前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　前項第一号又は第二号に掲げる方法にあっては、利用者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成することができるものであること。

二　前項第三号に掲げる方法にあっては、利用者ファイルへの記録がされた情報を、当該利用者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。

（表示事項を表示しないことができる場合）

第二十三条　法第十三条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合とする。